

## 静岡県告示第80号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（令和2年1月17日静岡県公表一部改正）を変更したので、同条第9項で準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年2月14日

静岡県知事 川勝平太

第2のくろまぐろの漁獲可能量について静岡県の知事管理量に関する事項の表を次のように改める。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	26.3トン	
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	26.4トン	うち0.6トンを留保する

第3の【採捕の種類別の数量】の表の一部を次のように改める。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	17.8トン	23.0トン
本県の定置漁業の割当量	8.5トン	2.8トン

第3の【期間別の数量】の表の一部を次のように改める。

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	8.5トン
うち平成31（2019）年4月から令和元年7月まで	2.2トン
令和元（2019）年8月から11月まで	2.3トン
令和元（2019）年12月から令和2（2020）年3月まで	4.0トン